

申請をお忘れなく



こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者

# 医療費助成制度

▷こども・妊産婦・ひとり親家庭  
=こども家庭政策課・☎202149  
▷重度心身障害者  
=障がい福祉課・☎202169

①まずは登録

▽下表に従って登録し、資格者証の交付を受ける

医療機関にかかったら

②申請書の作成

▽医療機関、薬局ごとに作成する  
▽同じ医療機関で加入保険に変更なければ、1枚で最大6カ月分まとめて申請可

③領収書の添付

▽受診日、患者名、医療機関名、保険点数、負担割合などが明記されたもの  
▽医療機関の証明でも可  
▽同月のもは一度にまとめて、クリップでとめる

④申請書類の提出

▽各担当課か各公民館(織姫・助戸を除く)に持参  
▽切手不要の専用封筒で各担当課に郵送も可

⑤助成金の振込

▽毎月25日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)までの申請で翌月16日頃指定口座へ

●助成金振込口座に『貯蓄預金』は利用不可。

●封筒は市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)、行政SCサービスセンターにあり。

●窓口申請のみコピーでも可。原本も持参。郵送の場合は必ず原本。

●申請書は市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)、行政SCサービスセンターにあるほか、市ホームページで入手可。

種類	対象者・対象期間	対象が拡大!	登録に必要なもの	登録場所
こども医療	<p><b>対象</b> 市内に住所のある<b>満18歳の3月末までの子ども</b></p> <p><b>期間</b> 子どもの出生日または転入日から満18歳の3月末まで</p> <p><b>助成方法</b> ▷<b>県内の医療機関</b>=窓口での保険診療分の負担なし ▷<b>県外の医療機関</b>=上記の申請が必要</p>		<p>①子どもの名前が記載された健康保険証(出生届出時は扶養予定の方の健康保険証)</p> <p>②保護者名義の預金通帳</p>	<p>こども家庭政策課 各公民館(織姫・助戸を除く)</p>
妊産婦医療	<p><b>対象</b> 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦</p> <p><b>期間</b> 母子健康手帳の交付を受けた月の初日または転入日から出産(流産・死産)した月の翌月末まで</p> <p>※母子健康手帳の交付を受ける前の、妊娠に起因する疾病(流産を含む)も対象(医療機関の証明が必要)。</p>		<p>①健康保険証</p> <p>②母子健康手帳</p> <p>③対象者名義の預金通帳</p>	<p>こども家庭政策課 保健センター 各公民館(織姫・助戸を除く)</p>
ひとり親家庭医療	<p><b>対象</b> ▷満18歳の3月末までの子どもを養育している配偶者のいない方(配偶者がいても子どもに一定の障がいがある場合などは対象) ▷両親がいない満18歳の3月末までの子どもを養育している方</p> <p><b>期間</b> 事実発生日(死別、離婚など)または交付申請した月の初日から子どもが満18歳の3月末まで</p> <p>※所得制限があり、毎年8月に資格の更新があります。</p>		<p>①健康保険証</p> <p>②児童扶養手当証書または遺族年金証書(いずれも該当しない方は、全部(個人)事項証明書)</p> <p>③養育者名義の預金通帳</p>	<p>こども家庭政策課</p>
重度心身障害者医療	<p><b>対象</b> ▷身体障害者手帳1・2級の方 ▷療育手帳A1・A2の方 ▷身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下の重複障がいの方 ▷知能指数35以下の方 ▷精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p><b>期間</b> 登録申請した月の初日から</p>		<p>①健康保険証</p> <p>②身体障害者手帳または療育手帳(市診断書でも可)、精神障害者保健福祉手帳</p> <p>③対象者名義の預金通帳</p>	<p>障がい福祉課</p>

## 医療費助成制度の続き

### ジェネリック医薬品を 活用しましょう!



保険年金課・☎2147

新薬と同じ有効成分・効能があると厚生労働省から認められた医薬品で、安全性や品質も確認されています。同医薬品を使用することで医療費を下げられる場合があります。

▼薬局を除く1医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)あたり月額500円

※満18歳の3月末までの子ども、重度心身障がいのある方は自己負担がありません。

### 自己負担額

申請期限

診療を受けた月の翌月初日から1年間

(例) 5年3月診療分は5年4月1日から6年3月31日まで申請

※月末が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日が締切。

### 申請期限

### ほかの給付がある場合

高額療養費や高額介護合算療養費、付加給付などほかの制度で支給される金額がある場合は、その額を差し引いた額を助成または返還していただきます。

### ご確認を

※『限度額適用認定証』を利用して支払いをした場合、認定証のコピーを領収書と一緒に添付してください。

65〜74歳の重度心身障害者医療受給者で、後期高齢者医療制度以外の保険加入者は、医療費総額の1割相当を上限に助成します。

★健康保険証の変更手続きを加入保険の内容や、資格者が異動したときなど変更があった場合には、必ず届けてください。

★市外に転出すると受給資格がなくなりません!

速やかに受給資格(者)証を返還してください。



## 適正受診にご協力ください!

「夜の方が便利だから」などの理由で、軽い症状でも緊急外来を受診する方が増えています。これにより、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしています。



### 普段から心がけたいこと

- できるだけ平日昼間の診療時間内にかかりつけ医を受診しましょう。
- 重複受診はやめましょう。

休日や夜間の急な病気で心配なときは、まずは14ページの救急電話相談窓口をご利用ください。

ただし、緊急・重症の場合は迷わず119番通報してください。

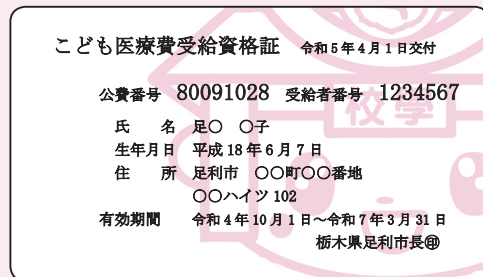


## カードサイズに変わります! こども医療費受給資格証

(高校生相当までが対象)

資格証は3月下旬ごろ送付します。4月以降は新しい資格証を使用してください。

### 対象によって、色が変わります!



イメージ画像

小学生以下※ → ベージュ色

中学生から  
満18歳3月末まで → 白色

※5年4月診療分から小学生以下の同資格証が白色からベージュ色に変更になります。